

第9回一関市総合計画審議会 会議録

1 会議名 平成27年度第9回一関市総合計画審議会

2 開催日時 平成28年1月29日（金） 午前10時00分から12時00分まで

3 開催場所 一関市役所議会棟議員全員協議会室

4 出席者

(1) 一関市総合計画審議会委員 21人

及川修三委員、及川忠委員、小山亜希子委員、金野久美委員、小岩邦弘委員、坂本紀夫委員、佐藤芳郎委員、菅原行奈委員、菅原勇委員、高橋雅弘委員、千田博委員、千葉真美子委員、槻山チエ委員、徳谷喜久子委員（副会長）、永山克男委員、永澤由利委員、沼倉恵子委員、畠中良之委員（会長）、原田哲委員、松岡千賀子委員、水谷みさえ委員

（欠席委員 6人）

阿部新一委員、小山麗子委員、木村静恵委員、菅原五三男委員、千葉博委員、三浦幹夫委員、

(2) 市出席者 6人

佐藤善仁市長公室長、鈴木伸一総務部次長兼財政課長、千葉敏紀政策企画課長、佐藤正幸政策企画課長補佐、那須智幸財政課主任主事、菊地絵理子政策企画課主任主事

(3) その他

川嶋印刷株式会社 営業 工藤正隆

5 会長挨拶

答申した前期基本計画については12月議会において議決により決定、大きな山を一つ越えた。この計画について、5年前、10年前の基本計画策定時と同様に計画書を作成することとしている。本日はその計画書の構成等について議題としている。ご意見をどんどんだしていただいてより良いものにしていきたい。

6 議 題

(1) 総合計画（基本構想及び前期基本計画）の計画書の構成（案）について

(2) 新市建設計画変更（案）について

(3) 過疎地域自立促進計画（案）について

7 審 議

(1) 総合計画（基本構想及び前期基本計画）の計画書の構成（案）について

一関市総合計画（基本構想及び前期基本計画）の計画書の構成（案）について

【資料No.32】

まちづくりスタッフ会議で選択した（仮）重点施策について【資料No.33】

事務局から資料の説明を行い、質疑・意見を求めた。

【質疑・意見等】

① 審議会委員意見

前回の色調がオレンジなので、イメージを変えるために色調は変えた方がよいと思う。現計画書の表紙のブナが成長している様子を表す三段階の写真はよいと思う。

② 審議会委員意見

現計画書の表紙が緑だったので中身の色をオレンジとし、色調を変えることでインパクトを出したのだと思う。よって表紙の色と中身の色を違う色調にした方がよい。表紙が緑であれば中身はオレンジがよい。

現状と課題の数字は黒がよい。色がついていると読みにくい。

③ 審議会委員意見

現計画書とイメージを変えるために、色調は違うものにしたほうがよい。

また、現計画書の表紙には「中東北の拠点都市「一関」を目指す」とあるが、その表題は誰が決めるのか。

・ 事務局

現計画書の表題については市で決めたものだが、今回、表題を入れるかどうか、どのような表題にするのかはまだ検討していない。

④ 審議会委員意見

計画書の配布先はどこか。配布先によって、読みやすさ重視として作成するなどの視点となる。

一関市のカラーはあるのか。あるなら一関市のカラーを使った方がよい。

・ 事務局

計画書は400部、概要版は全戸配布する予定である。計画書の配布先は各支所、図書館などに配架する市民閲覧用、市担当課、審議会委員、スタッフ会議委員、関係自治体等である。

一関市のカラーはないが、市章は青と緑、市の花は「なのはな」、木は「ぶな」、鳥は「うぐいす」である。

⑤ 審議会委員意見

分野別計画の他分野との連携の表記は現計画書と比較して見やすくなっている

よい。

オレンジのデザイン案のとおり全ページに第2部分野別計画と表記したほうがよい。
インデックス部分のまちづくりの目標の字の大きさは大きいほうがよい。
インデックスの色を変えて開く際にわかりやすくするのはどうか。

⑥ 審議会委員意見

全戸配布する概要版は大きい字として、内容もわかりやすくしてほしい。

⑦ 審議会委員意見

分野別計画のデザイン案は緑がよい。オレンジは都会的ではない。数字に緑を使っていることも色がちらばっていてよい。ページの表記もシンプルでよい。

例えば表紙は黒とし、字を浮き立たせることとし、表題を目立たせる。そしてどのような計画なのか、という興味を引き、開かせるという手法もよいのではないか。

⑧ 審議会委員意見

2色刷りということだが、色の濃淡によりバリエーションが多いのはこの色の中ではオレンジなのか。

・ 川嶋印刷 工藤

青、緑、オレンジの中ではオレンジである。明るい色ほどバリエーションが多い。

(2) 新市建設計画変更（案）について

新市建設計画変更（案）【資料No.34】

新市建設計画 新旧対照表【資料No.35】

(3) 過疎地域自立促進計画（案）について

過疎地域自立促進計画（案）【資料No.36】

事務局から資料の説明を行い、質疑・意見を求めた。

【質疑・意見等】

⑨ 審議会委員意見

新市建設計画の変更後の計画期間はいつまでか。

新市建設計画変更（案）の説明文に藤沢地域の記載が抜けている。どうしてこのような資料となっているのか説明してほしい。

・ 事務局

新市建設計画については、変更を重ねてきたのではなく7市町村で策定した10年前の計画から今回初めて延長するもので、10年間延長とし、平成37年度までの計画である。

また、平成22年9月には一関市・藤沢町合併協議会が新市基本計画を策定した。

よって、平成 17 年 2 月に策定した新市建設計画と平成 22 年に策定した新市基本計画が総合計画のもとにある。

この 2 つの計画は根拠となる法律が違うために別々の計画としている。藤沢町と合併した平成 22 年には旧合併特例法の適用とはなっていないため、合併特例債を発行することができないこととなった。よって藤沢地域単独の事業については合併特例債の対象とはならない。新市建設計画に掲載する合併特例債を発行することができる事業は市全体の事業や藤沢地域以外の事業である。一関地方合併協議会で策定した新市建設計画を市で延長しようとするものである。それでは藤沢地域はどうするのかというと、合併特例債のほかに有利な起債として過疎債がある。過疎債の方が合併特例債よりも交付税で戻ってくる割合が高い。そのため、合併特例債よりも過疎債を優先して発行している。過疎債を発行することができないものについて合併特例債を発行している。

補足だが、平成 17 年度から 9 年間、地方債を発行してきた合計は 787 億円であり、うち、過疎債は 325 億円であり、合併特例債については 157 億円であり、過疎債と合併特例債を合わせると全体の 6 割を占めている。

- ・ 審議会会長

今の説明では制度的な計画であり、藤沢地域がはずれているということであるが、このような資料が公にできる場合、市としては、なぜ藤沢地域が入っていないかの説明を丁寧にしていただきたい。

⑩ 審議会委員意見

制度的な部分ということは理解した。行政の方であればわかることだと思うが、一般に公表されている資料だと思うので、藤沢地域がはずされているのは市民の方が疑問に思うと思うのでその辺の説明を行ってほしい。

⑪ 審議会委員意見

過疎地域自立促進計画（案）の 38 ページ「国際リニアコライダー（ILC）の早期実現」の項目に「多文化共生」という文言を入れたほうがよい。

現在、教育振興基本計画を策定しているところであり、その計画の国際化の推進の項目の中に多文化共生についても触れている。また、ILC が実現した際は言語だけの問題ではなく、さまざまな人たちとの関わりがでてくる中で、多文化の共生が必要と思われるため。

- ・ 事務局

意見として承る。

⑫ 審議会委員意見

過疎地域自立促進計画（案）の 20 ページに「東北本線は～大船渡線との相互乗り入れが望まれる～」という文言があるが、不可能であるため、誤った文章ではないか。

また、教育の分野では学校教育と地域との結びつき、協調が感じられない。総合計画では地域との結びつきを記載している。

- ・ 事務局

市が行っていく施策の基本は総合計画である。この過疎地域自立促進計画については、過疎債を充当する考え方の計画と捉えてほしい。

⑬ 審議会委員意見

過疎地域自立促進計画（案）の 38 ページに「クリーンエネルギー自動車」という文言があるがこれは何を指すのか。

- ・ 事務局

水素自動車などを想定している。

⑭ 審議会委員意見

全市がみなし過疎地域となっていると思うが、過疎債を使う地域は旧過疎地域だけなのか、全市平等に使っているのか。

- ・ 事務局

全市平等に使っている。

⑮ 審議会委員意見

過疎地域自立促進計画（案）の 15 ページ農業の分野についてであるが、新規就農者への支援のほか、農業を担っている大半は中小規模の農家である。中小規模の農家への支援についてよろしくお願ひしたい。

⑯ 審議会委員意見

全域がみなし過疎地域ということであるが、全市平等に過疎債を使うこととすると、旧過疎地域の人口減少の著しい地域である本当の過疎地域がもっと過疎地域となり、限界集落になってしまうのではないか。

- ・ 事務局

合併特例債自体は藤沢地域には使えない。合併特例債と過疎債という有利な起債があり、過疎債の方がより有利である。そのため、優先的に過疎債を使っている。全市がみなし過疎のため、全市に充てている。人口減少の著しい地域については、ということだが、施設整備などハード整備については可能な限り優先して過疎債を充てている。過疎債は有利な起債であるため、合併して全市がみなし過疎となっているため、過疎でなかった地域についても過疎債を充てさせていただいている、という説明になる。

12 時 00 分 閉会

8 公開、非公開の別 公開

9 傍聴者の数 3人

10 担当課 市長公室政策企画課